

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

所得税での交際費の取扱い

Q：私は、個人で卸売業を営んでいますが、毎年1回得意先を演劇に招待することにしてあります。

この場合、招待した費用は、事業所得の必要経費とすることができますか。

A：その費用が事業遂行上直接必要で、支払った事実が確認できれば、その金額を必要経費とすることができます。

【解説】

必要経費とは、収入金額を得るために直接要した費用の額、その年中における販売費、一般管理費その他事業所得を生ずべき業務について生じた費用の額をいいます。

したがって、事業を円滑に遂行するためのものであれば、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者に対する接待、きょう応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出した費用も、接待交際費として必要経費に算入できます。

会社等の法人については、交際費等の支出額のうち一定部分を損金に算入しない取扱いがありますが、個人の場合は、その支出が事業遂行上直接必要と認められるもので、得意先等の接待等のためであることが領収書等で明確にされていれば、その全額を必要経費とすることができます。

